

記入例

申請者の本人確認書類のコピーを同封してください。

1 申請者 署名欄に氏名をご記入ください。 **記入日** 令和3年 7月 2日

署名 **秋田 太郎** 商品券の送付先を変更したい場合は住所をご記入ください。
日中に連絡可能な電話番号 018-888-5457 住所

※被後見人の場合、1欄は記入せず、「4 代理人申請」欄で申請してください。

2 本人確認書類 申請者の本人確認書類のコピーを同封し、○をつけてください。
 ※申請者の氏名、生年月日、住所が確認できるようにコピーしてください。

① 運転免許証 2. 健康保険者証 3. マイナンバーカード 4. 医療のしおり 5. その他

①市・県民税非課税世帯の場合

代表者が申請書の「1 申請者」欄に署名をしてください。

3 対象者

	氏名	続柄	生年月日	商品券が不要な場合は「辞退」とご記入ください
1	秋田 太郎	世帯主	昭和33年 4月 1日	
2	秋田 花子	妻	昭和34年 5月 2日	
3	秋田 一郎	子	平成20年 6月 3日 秋田 太郎	

※令和3年1月1日時点の情報を基に作成しています。
 ※児童手当の支給対象児童には、生年月日欄に受給者の氏名が記載されています。

②児童手当受給者の場合

受給者が申請書の「1 申請者」欄に署名をしてください。
 なお、受給者名は、生年月日欄に記載しています。

3 対象者

	氏名	続柄	生年月日	商品券が不要な場合は「辞退」とご記入ください
1	秋田 一郎	子	平成20年 6月 3日 秋田 太郎	

※令和3年1月1日時点の情報を基に作成しています。
 ※児童手当の支給対象児童には、生年月日欄に受給者の氏名が記載されています。

③代理人申請等による場合

対象者に後見人が選任されている場合は、ご記入ください。

4 代理人申請 「3 対象者」の後見人が申請する場合は、下記をご記入ください。

記入日 令和3年 7月 2日

代理人申請	後見人氏名	後見人生年月日	後見人住所
〇〇後見人 山王 次郎 電話番号018-863-2222	平成元年10月1日	秋田市山王一丁目1番1号	

添付書類 成年後見登記制度に基づく登記事項証明書の写しなど、後見人と確認できる書類

本人確認書類(その他)

その他の本人確認書類として、次に掲げるものを認めています。
 パスポート、在留カード、運転経歴証明書、身体障害者手帳、年金手帳などとなります。
 個別の事例につきましてはコールセンターまでお問合せください。
 ※住民票、個人番号通知書、コインバス資格証明書は本人確認書類にはなりません。

よくある質問

Q 商品券の交付対象者(交付対象要件)は誰ですか？

A 令和3年1月1日に秋田市に住民登録をしている方のうち、令和3年度の市・県民税が全員非課税の世帯員と児童手当の支給対象児童(公務員支給対象者と特例給付を除く)となります。なお、非課税世帯分と児童手当分を重複して受給することはできません。

Q 同じ住所に住んでいるが対象者に記載されていないのはどうしてですか？

A 令和3年1月1日時点での世帯状況で判断されます。1月2日以降に転入された方などは記載されていません。

Q 令和3年1月1日以降の死亡者が記載されていないのはどうしてですか？

A 交付を決定する前にお亡くなりになった方は対象にならないため、記載はしてません。

Q 対象者欄に記載されている人は全員支給対象ですか？

A 対象者欄に記載されていても、交付決定時に市・県民税が課税されていないか、お亡くなりになっていないか等の審査を行うので、必ず支給されるとは限りません。

Q 商品券はいつ頃届きますか？また、いつまで使用できますか？

A 商品券は7月下旬から簡易書留で順次発送する予定です。また、商品券の使用期間は令和3年8月1日から令和3年12月31日までとなります。

Q 商品券の送付先を変更してもらえますか。

A 「1 申請者」欄に送付先の住所をご記入ください。

Q 商品券はどこで使えますか？

A 商品券発送時に同封する取扱店舗を記載したチラシをご確認ください。また、秋田市ホームページでも検索(広報ID番号1029018)できます。

【不審な電話等へのお問い合わせについて】

申請内容に不明な点があった場合、秋田市からお問い合わせをすることがありますが、口座の情報をお聞きすることや、交付のための手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐにコールセンター(018-803-6810)、市民相談センター(018-888-5648)または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。